

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

令和4年4月

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																																																								
<p>使用規則第2条の12第1項第1号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則 解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画）</p> <p>第16条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的～8. 評価及び改善（変更なし）</p> <p>図4.1 品質マネジメントシステム体系図（変更なし）</p> <p>図4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">表4.2.1 品質マネジメントシステム文書</p> <table border="1" data-bbox="1412 722 2466 1885"> <thead> <tr> <th>関連条項</th> <th>項目</th> <th>文書名</th> <th>承認者</th> <th>文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.2</td> <td>品質マニュアル</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>4.2.3</td> <td>文書管理</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>記録の管理</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.1</td> <td>経営者の関与</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td>品質目標</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>内部コミュニケーション</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>5.6.1</td> <td>マネジメントレビュー</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>6.2.2</td> <td>力量、教育・訓練及び認識</td> <td colspan="3">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.1</td> <td rowspan="3">業務の計画</td> <td>業務の計画及び実施管理要領</td> <td>安全管理部長</td> <td>QS-A12</td> </tr> <tr> <td>原子力科学研究所放射線安全取扱手引</td> <td>所長</td> <td>(科)QAM-711</td> </tr> <tr> <td>原子力科学研究所核燃料物質</td> <td>所長</td> <td>(科)QAM-712</td> </tr> </tbody> </table>	関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	4.2.2	品質マニュアル	(変更なし)			4.2.3	文書管理	(変更なし)			4.2.4	記録の管理	(変更なし)			5.1	経営者の関与	(変更なし)			5.4.1	品質目標	(変更なし)			5.5.4	内部コミュニケーション	(変更なし)			5.6.1	マネジメントレビュー	(変更なし)			6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(変更なし)			7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711	原子力科学研究所核燃料物質	所長	(科)QAM-712	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり品質マネジメントシステムについて定められている。</p>
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号																																																						
4.2.2	品質マニュアル	(変更なし)																																																								
4.2.3	文書管理	(変更なし)																																																								
4.2.4	記録の管理	(変更なし)																																																								
5.1	経営者の関与	(変更なし)																																																								
5.4.1	品質目標	(変更なし)																																																								
5.5.4	内部コミュニケーション	(変更なし)																																																								
5.6.1	マネジメントレビュー	(変更なし)																																																								
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(変更なし)																																																								
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12																																																						
		原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711																																																						
		原子力科学研究所核燃料物質	所長	(科)QAM-712																																																						

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）			備考																																							
			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1516 226 2036 275">等周辺監視区域内運搬規則</td> <td data-bbox="2036 226 2243 275"></td> <td data-bbox="2243 226 2540 275"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 275 2036 365">原子力科学研究所事故対策規則</td> <td data-bbox="2036 275 2243 365">所長</td> <td data-bbox="2243 275 2540 365">(科)QAM-713</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 365 2036 499">原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準</td> <td data-bbox="2036 365 2243 499">所長</td> <td data-bbox="2243 365 2540 499">(科)QAM-714</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 499 2036 613">原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領</td> <td data-bbox="2036 499 2243 613">所長</td> <td data-bbox="2243 499 2540 613">(科)QAM-715</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 613 2036 703">原子力科学研究所PI設定評価要領</td> <td data-bbox="2036 613 2243 703">所長</td> <td data-bbox="2243 613 2540 703">(科)QAM-716</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 703 2036 793">原子力科学研究所保全文書策定要領</td> <td data-bbox="2036 703 2243 793"><u>所長</u></td> <td data-bbox="2243 703 2540 793"><u>(科)QAM-717</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 793 2036 884">保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2036 793 2243 884">保安管理部長</td> <td data-bbox="2243 793 2540 884">(科保)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 884 2036 974">放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2036 884 2243 974">放射線管理部長</td> <td data-bbox="2243 884 2540 974">(科放)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 974 2036 1064">工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2036 974 2243 1064">工務技術部長</td> <td data-bbox="2243 974 2540 1064">(科工)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1064 2036 1155">研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2036 1064 2243 1155">研究炉加速器技術部長</td> <td data-bbox="2243 1064 2540 1155">(科研)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1155 2036 1245">臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2036 1155 2243 1245">臨界ホット試験技術部長</td> <td data-bbox="2243 1155 2540 1245">(科臨)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1245 2036 1335">バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2036 1245 2243 1335">バックエンド技術部長</td> <td data-bbox="2243 1245 2540 1335">(科バ)QAM-710</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1516 1335 2036 1430">原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領</td> <td data-bbox="2036 1335 2243 1430">原子力施設検査室長</td> <td data-bbox="2243 1335 2540 1430">(科検)QAM-710</td> </tr> </table>	等周辺監視区域内運搬規則			原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713	原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714	原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715	原子力科学研究所PI設定評価要領	所長	(科)QAM-716	原子力科学研究所保全文書策定要領	<u>所長</u>	<u>(科)QAM-717</u>	保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部長	(科保)QAM-710	放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710	工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710	研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-710	臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-710	バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-710	原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-710	<p>文書名の適正化</p> <p>保全文書の策定に係る要領の追加</p>
等周辺監視区域内運搬規則																																											
原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713																																									
原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714																																									
原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715																																									
原子力科学研究所PI設定評価要領	所長	(科)QAM-716																																									
原子力科学研究所保全文書策定要領	<u>所長</u>	<u>(科)QAM-717</u>																																									
保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部長	(科保)QAM-710																																									
放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710																																									
工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710																																									
研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-710																																									
臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-710																																									
バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-710																																									
原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-710																																									
	7.3	設計・開発	(変更なし)																																								
	7.4	調達	(変更なし)																																								
	7.6	監視機器及び測定機器の管理	(変更なし)																																								
	8.2.2	内部監査	(変更なし)																																								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）											備考																																																																																																														
<p>使用規則第2条の12第1項第3号～13号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告</p> <p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。 その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	8.2.4	検査及び試験	(変更なし)									<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。 (施設管理の有効性評価の明確化のため)</p>																																																																																																														
	8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置等 未然防止処置	(変更なし)																																																																																																																							
	別表第6 核燃料使用規則に基づく記録(第42条関係)																																																																																																																									
<p>記録事項</p> <p>イ 使用前確認の結果</p> <p>ロ 核燃料使用規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</p> <p>ハ 第2条の11の7第5号の規定による施設管理方針、</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>確認の都度</p> <p>施設管理の実施の都度</p> <p>評価の都度</p>	<p>記録責任者</p> <p>施設管理者</p> <p>施設管理者</p> <p>施設管理者</p>	<p>保存責任者</p> <p>施設管理統括者</p> <p>施設管理統括者</p> <p>施設管理統括者</p>	<p>保存期間</p> <p>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</p> <p>施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</p> <p>評価を実施した使用施設等の施設管</p>	<p>保安規定各編の該当条番号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>27 の2</td><td>13 の2</td><td>14 の2</td><td>13 の2</td><td>13 の2</td><td>16 の2</td><td>13 の2</td><td>14 の2</td><td>13 の2</td> </tr> <tr> <td>35 の2</td><td>17 の3</td><td>10 の2</td><td>12 の2</td><td>10 の2</td><td>10 の2</td><td>14 の2</td><td>11 の2</td><td>12 の2</td><td>11 の2</td><td>12 の2</td><td>11 の2</td> </tr> <tr> <td>35 の3</td><td>17 の4</td><td>10 の3</td><td>12 の3</td><td>10 の3</td><td>10 の3</td><td>14 の3</td><td>11 の3</td><td>12 の3</td><td>11 の3</td><td>12 の3</td><td>11 の3</td> </tr> <tr> <td>35 の4</td><td>17 の5</td><td>10 の4</td><td>12 の4</td><td>10 の4</td><td>10 の4</td><td>14 の4</td><td>11 の4</td><td>12 の4</td><td>11 の4</td><td>12 の4</td><td>11 の4</td> </tr> <tr> <td><u>35</u> の5</td><td><u>17</u> の6</td><td><u>10</u> の5</td><td><u>12</u> の5</td><td><u>10</u> の5</td><td><u>10</u> の5</td><td><u>14</u> の5</td><td><u>11</u> の5</td><td><u>12</u> の5</td><td><u>11</u> の5</td><td><u>12</u> の5</td><td><u>11</u> の5</td> </tr> <tr> <td></td><td>26</td><td>12</td><td>13</td><td>12</td><td>12</td><td>15</td><td>12</td><td>13</td><td>12</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>35 の6</td><td>17 の7</td><td>10 の6</td><td>12 の6</td><td>10 の6</td><td>10 の6</td><td>14 の6</td><td>11 の6</td><td>12 の6</td><td>11 の6</td><td>12 の6</td><td>11 の6</td> </tr> <tr> <td><u>35</u> の7</td><td><u>17</u> の8</td><td><u>10</u> の7</td><td><u>12</u> の7</td><td><u>10</u> の7</td><td><u>10</u> の7</td><td><u>14</u> の7</td><td><u>11</u> の7</td><td><u>12</u> の7</td><td><u>11</u> の7</td><td><u>12</u> の7</td><td><u>11</u> の7</td> </tr> </tbody> </table>											1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	1				27 の2	13 の2	14 の2	13 の2	13 の2	16 の2	13 の2	14 の2	13 の2	35 の2	17 の3	10 の2	12 の2	10 の2	10 の2	14 の2	11 の2	12 の2	11 の2	12 の2	11 の2	35 の3	17 の4	10 の3	12 の3	10 の3	10 の3	14 の3	11 の3	12 の3	11 の3	12 の3	11 の3	35 の4	17 の5	10 の4	12 の4	10 の4	10 の4	14 の4	11 の4	12 の4	11 の4	12 の4	11 の4	<u>35</u> の5	<u>17</u> の6	<u>10</u> の5	<u>12</u> の5	<u>10</u> の5	<u>10</u> の5	<u>14</u> の5	<u>11</u> の5	<u>12</u> の5	<u>11</u> の5	<u>12</u> の5	<u>11</u> の5		26	12	13	12	12	15	12	13	12			35 の6	17 の7	10 の6	12 の6	10 の6	10 の6	14 の6	11 の6	12 の6	11 の6	12 の6	11 の6	<u>35</u> の7	<u>17</u> の8	<u>10</u> の7	<u>12</u> の7	<u>10</u> の7	<u>10</u> の7	<u>14</u> の7	<u>11</u> の7	<u>12</u> の7	<u>11</u> の7	<u>12</u> の7	<u>11</u> の7
1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	1																																																																																																																
			27 の2	13 の2	14 の2	13 の2	13 の2	16 の2	13 の2	14 の2	13 の2																																																																																																															
35 の2	17 の3	10 の2	12 の2	10 の2	10 の2	14 の2	11 の2	12 の2	11 の2	12 の2	11 の2																																																																																																															
35 の3	17 の4	10 の3	12 の3	10 の3	10 の3	14 の3	11 の3	12 の3	11 の3	12 の3	11 の3																																																																																																															
35 の4	17 の5	10 の4	12 の4	10 の4	10 の4	14 の4	11 の4	12 の4	11 の4	12 の4	11 の4																																																																																																															
<u>35</u> の5	<u>17</u> の6	<u>10</u> の5	<u>12</u> の5	<u>10</u> の5	<u>10</u> の5	<u>14</u> の5	<u>11</u> の5	<u>12</u> の5	<u>11</u> の5	<u>12</u> の5	<u>11</u> の5																																																																																																															
	26	12	13	12	12	15	12	13	12																																																																																																																	
35 の6	17 の7	10 の6	12 の6	10 の6	10 の6	14 の6	11 の6	12 の6	11 の6	12 の6	11 の6																																																																																																															
<u>35</u> の7	<u>17</u> の8	<u>10</u> の7	<u>12</u> の7	<u>10</u> の7	<u>10</u> の7	<u>14</u> の7	<u>11</u> の7	<u>12</u> の7	<u>11</u> の7	<u>12</u> の7	<u>11</u> の7																																																																																																															

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表

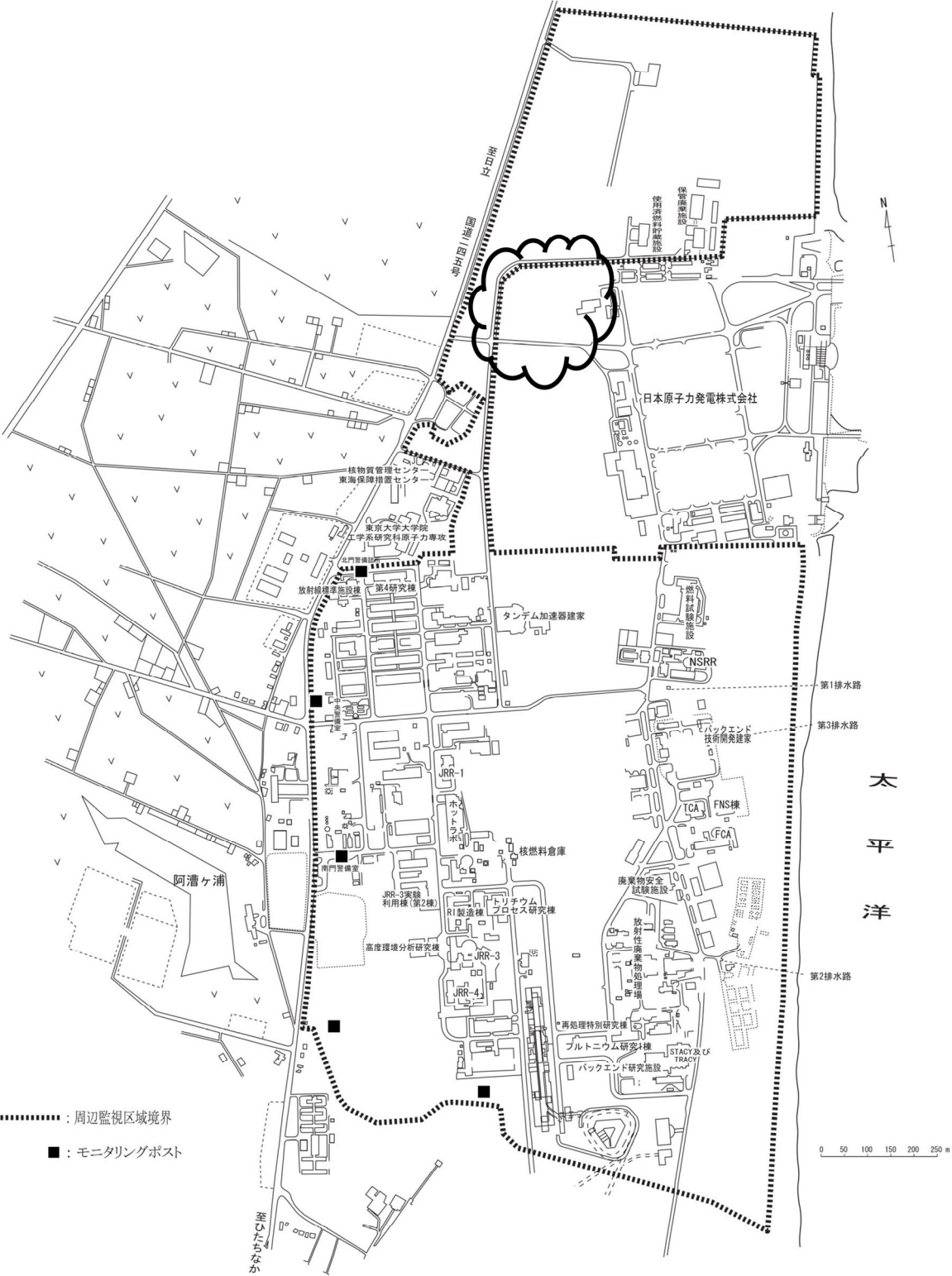
審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）													備考
<p>使用規則第2条の12第1項第15号～18号（省略）</p>	施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名				理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間									
	2. ～ 7.	(省略)												
	<p>* 1 核燃料物質の使用の変更の許可申請書に記載されている警報装置及び火災警報を含む。</p> <p>* 2 試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 3 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 4 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 5 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。また、廃棄物処理場の処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を処理するまでの期間とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。</p>													<p>本申請の範囲外</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第2編 放射線管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1～5号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第6号</p> <p>1.～7.（省略）</p> <p>8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>9.（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第7～14号（省略）</p>	<p>別図第1 周辺監視区域</p>  <p>●：周辺監視区域境界</p> <p>■：モニタリングポスト</p>	<p>本申請の範囲外 東海第二発電所防潮堤設置に伴う周辺監視区域の変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれら^{（黄）}の評価及び改善^{（黄）}について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。 2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に^{（黄）}関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第2編（放射線管理）】</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 （施設管理目標の策定）</p> <p>第35条の2 （変更なし） （施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</p> <p>第35条の3 （変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第35条の4 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。 <p><u>2</u> 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、<u>前項</u>の施設管理実施計画について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>3</u> 放射線管理部長は、<u>前項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第35条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第35条の6 （変更なし）</p> <p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u></p>	<p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。 （以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>第35条の4第2項の削除に伴う変更 項番号の繰り上げ</p> <p>第35条の4第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第16～18号（省略）</p>	<p><u>第35条の7 放射線管理部長は、放射線管理施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のための変更</p>
	<p>（放射線測定機器の維持点検及び巡視）</p>	
	<p>第36条 区域放射線管理担当課長は、第3編第33条、第5編第22条、第6編第27条、第7編第22条、第8編第22条、第9編第33条、第10編第24条、第11編第26条及び第12編第25条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p>	<p>第35条の4第2項の削除に伴う変更</p>
	<p>2 （変更なし）</p> <p>3 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p>	<p>第35条の4第2項の削除に伴う変更</p>
	<p>4 （変更なし）</p> <p>5 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第10編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める<u>施設管理実施計画</u>並びに第35条の4において環境放射線管理課長が定める<u>施設管理実施計画</u>により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>第35条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>本申請の範囲外</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第3編 廃棄物処理場の管理

令和4年4月

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																							
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～10号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第11号</p> <p>放射性廃棄物の廃棄</p> <ol style="list-style-type: none"> 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 放射性液体廃棄物の固化化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。 なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。 	<p>【原科研使用施設等保安規定第3編（廃棄物処理場の管理）】</p> <p>別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称</p> <table border="1" data-bbox="1391 438 2383 1251"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>設備等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>圧縮処理施設</td> <td><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物一時保管棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">液体処理場</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>液体処理建家</td> </tr> <tr> <td>受入検査施設</td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家</td> </tr> <tr> <td>第2保管廃棄施設</td> <td>受変電設備</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	設備等の名称	第1廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	第2廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	空気圧縮設備	第3廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	圧縮処理施設	<u>(削る)</u>	固体廃棄物一時保管棟	受変電設備	液体処理場	受変電設備	液体処理建家	受入検査施設	廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家	第2保管廃棄施設	受変電設備	<p>本申請の範囲外</p> <p>審査基準の「放射性廃棄物の廃棄」に係る保安規定上の記載の一部変更を行うものである。 （圧縮処理施設の気体廃棄設備の撤去に伴う削除）</p>
施設名	設備等の名称																								
第1廃棄物処理棟	受変電設備																								
	気体廃棄設備																								
第2廃棄物処理棟	受変電設備																								
	気体廃棄設備																								
	空気圧縮設備																								
第3廃棄物処理棟	受変電設備																								
	気体廃棄設備																								
圧縮処理施設	<u>(削る)</u>																								
固体廃棄物一時保管棟	受変電設備																								
液体処理場	受変電設備																								
	液体処理建家																								
	受入検査施設																								
	廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家																								
第2保管廃棄施設	受変電設備																								

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p style="text-align: center;">別図（その2） 液体処理場 平面図</p>	<p>審査基準の「放射性廃棄物の廃棄」に係る保安規定上の記載の一部変更を行うものである。 （低レベル廃液貯槽（No.1～6）の撤去に伴う削除）</p>

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第12号～14号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号</p> <p>使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第17条の5 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、設備等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p><u>3</u> 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> バックエンド技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第17条の6 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。</p> <p>（以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>第17条の5第1項ロ及びニと重複しているため旧第2項の削除及びそれに伴う項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>第17条の5旧第2項削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（廃棄物処理場）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第 17 条の 8 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>（修理及び改造計画） 第 27 条 放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長、高減容処理技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間 2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。 3 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 1 項の定めにより確認した修理及び改造計画について、それぞれ所長の承認を受けなければならない。 4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。 5 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 3 項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u> 6 放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長及び高減容処理技術課長は本体施設について、工務第 1 課長は特定施設について、及び放射線管理第 2 課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>（保守結果の通知等） 第 28 条 原子力施設検査室長は、第 26 条第 5 項及び前条第 5 項の確認を受けたときは、<u>放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長、高減容処理技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</u> 2 放射性廃棄物管理第 1 課長、放射性廃棄物管理第 2 課長、<u>高減容処理技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 26 条第 5 項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のための変更</p> <p>通知対象の適正化</p> <p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第5編 ホットラボの管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（第5編 ホットラボの管理）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～14号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第5編（ホットラボの管理）】</p> <p>第3章 保守管理 （施設管理目標の策定）</p> <p>第10条の2 ～ 第10条の3 （変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第10条の4 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>3 未照射燃料管理課長は、第1及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。 （以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>第10条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号繰り上げ</p> <p>第10条の4第2項の削除に伴う変更 第10条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>項番号繰り上げ</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（第5編 ホットラボの管理）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p>5 臨界ホット試験技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 未照射燃料管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第10条の5 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第10条の6（変更なし）</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p><u>第10条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、ホットラボ（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第11条 ～ 第12条（変更なし）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第13条 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等</u>に通知しなければならない。</p>	<p>項番号繰り上げ</p> <p>項番号繰り上げ</p> <p>第10条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>通知対象の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（第5編 ホットラボの管理）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第16～18号（省略）</p>	<p>6 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p>	
	<p>第13条の2（変更なし）</p>	
	<p>（保守結果の通知等）</p>	
	<p>第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>通知対象の明確化</p>
	<p>2 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、<u>第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p>	<p>報告対象の適正化</p>
	<p>3 <u>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p>	<p>報告及び通知対象の適正化</p>
<p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p>	<p>項番号の繰り下げ</p>	
<p>5 臨界ホット試験技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p>	<p>第3項の変更に伴う変更及び項番号の繰り下げ</p>	
		<p>本申請の範囲外</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第6編 JRR-3 の管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表 (JRR-3)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～14号 (省略)</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7 (令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事 (補修、取替え、改造等) 又は点検に關与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第6編 (JRR-3の管理)】</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第12条の4 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視 (使用施設等の保全のために実施するものに限る。) に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 (使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。) に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p><u>3</u> JRR-3管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> JRR-3管理課長は、第3項の承認を受けたときは、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第12条の5 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。 (以下変更箇所の理由を記載)</p> <p>第12条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除に伴う項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>第12条の4旧第2項削に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表 (JRR-3)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第16～18号 (省略)</p>	<p>(施設管理の有効性評価及び改善) <u>第12条の7 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、JRR-3 (本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。) について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のための追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第7編 燃料試験施設の管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～4号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第5号</p> <p>使用施設等の操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 	<p>【原科研使用施設等保安規定第7編（燃料試験施設の管理）】</p> <p>（使用施設の使用上の制限）</p> <p>第5条 実用燃料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、別表第1に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料（土壌、瓦礫及び植物）、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料（金属材料、有機材料及び瓦礫）及び汚染水の処理設備の試料（構造物、吸着材、汚染水処理に伴う二次廃棄物）（以下「1F汚染物」という。）<u>並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット（以下「1F燃料デブリ」という。）</u>を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（<u>1F燃料デブリを含む。</u>）の放射エネルギーの合計が、別表第1に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、コンクリートセルにおいて核燃料物質を使用するときは、核燃料物質の使用中の識別表示を行い、貯蔵中の核燃料物質との区別を明確にする。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル等で行わなければならない。</p> <p>（使用等の制限）</p> <p>第15条 実用燃料試験課長は、核燃料物質又は1F汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。また、受け入れようとする1F汚染物の放射エネルギーと1F汚染物の在庫量（放射エネルギー）と使用済燃料（<u>1F燃料デブリを含む。</u>）の在庫量（放射エネルギー）との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（<u>1F燃料デブリを含む。</u>）の放射エネルギーの和が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。 <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり核燃料物質の臨界管理並びに使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項等について定められている。</p> <p>（以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																																														
	<p>別表第8 核燃料物質の年間予定使用量</p> <table border="1" data-bbox="1353 268 2335 1171"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1353 268 1783 310">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2" data-bbox="1783 268 2335 310">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th data-bbox="1783 310 2071 352">最大存在量</th> <th data-bbox="2071 310 2335 352">延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1353 352 1448 680" rowspan="5">未照射核燃料物質</td> <td data-bbox="1448 352 1783 394">劣化ウラン</td> <td data-bbox="1783 352 2071 394">451 kg</td> <td data-bbox="2071 352 2335 394">451 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 394 1783 447">天然ウラン</td> <td data-bbox="1783 394 2071 447">1 kg</td> <td data-bbox="2071 394 2335 447">1 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 447 1783 552">濃縮ウラン 5%未満</td> <td data-bbox="1783 447 2071 552">2 kg (²³⁵U量 0.1 kg)</td> <td data-bbox="2071 447 2335 552">2 kg (²³⁵U量 0.1 kg)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 552 1783 632">5%以上 20%未満</td> <td data-bbox="1783 552 2071 632">9.8 kg (²³⁵U量 1.5 kg)</td> <td data-bbox="2071 552 2335 632">9.8 kg (²³⁵U量 1.5 kg)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 632 1783 680">トリウム</td> <td data-bbox="1783 632 2071 680">20 kg</td> <td data-bbox="2071 632 2335 680">20 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 680 1448 1171" rowspan="7">照射済核燃料物質</td> <td data-bbox="1448 680 1783 732">劣化ウラン</td> <td data-bbox="1783 680 2071 732">2,700 kg</td> <td data-bbox="2071 680 2335 732">2,700 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 732 1783 785">天然ウラン</td> <td data-bbox="1783 732 2071 785">1,000 kg</td> <td data-bbox="2071 732 2335 785">1,000 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 785 1783 890">濃縮ウラン 5%未満</td> <td data-bbox="1783 785 2071 890">6,000 kg (²³⁵U量 210 kg)</td> <td data-bbox="2071 785 2335 890">6,000 kg (²³⁵U量 210 kg)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 890 1783 970">5%以上 20%未満</td> <td data-bbox="1783 890 2071 970">10 kg (²³⁵U量 1 kg)</td> <td data-bbox="2071 890 2335 970">10 kg (²³⁵U量 1 kg)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 970 1783 1022">プルトニウム（非密封）</td> <td data-bbox="1783 970 2071 1022">40 kg</td> <td data-bbox="2071 970 2335 1022">40 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 1022 1783 1075">トリウム</td> <td data-bbox="1783 1022 2071 1075">0.05 kg</td> <td data-bbox="2071 1022 2335 1075">0.05 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1448 1075 1783 1171">使用済燃料 (うち1F燃料デブリの年間予定使用量)</td> <td data-bbox="1783 1075 2071 1171">3.55 EBq (Bq)</td> <td data-bbox="2071 1075 2335 1171">3.55 EBq (Bq)</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類		年間予定使用量				最大存在量	延べ取扱量	未照射核燃料物質	劣化ウラン	451 kg	451 kg	天然ウラン	1 kg	1 kg	濃縮ウラン 5%未満	2 kg (²³⁵ U量 0.1 kg)	2 kg (²³⁵ U量 0.1 kg)	5%以上 20%未満	9.8 kg (²³⁵ U量 1.5 kg)	9.8 kg (²³⁵ U量 1.5 kg)	トリウム	20 kg	20 kg	照射済核燃料物質	劣化ウラン	2,700 kg	2,700 kg	天然ウラン	1,000 kg	1,000 kg	濃縮ウラン 5%未満	6,000 kg (²³⁵ U量 210 kg)	6,000 kg (²³⁵ U量 210 kg)	5%以上 20%未満	10 kg (²³⁵ U量 1 kg)	10 kg (²³⁵ U量 1 kg)	プルトニウム（非密封）	40 kg	40 kg	トリウム	0.05 kg	0.05 kg	使用済燃料 (うち1F燃料デブリの年間予定使用量)	3.55 EBq (Bq)	3.55 EBq (Bq)	<p>1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p>
核燃料物質の種類		年間予定使用量																																														
		最大存在量	延べ取扱量																																													
未照射核燃料物質	劣化ウラン	451 kg	451 kg																																													
	天然ウラン	1 kg	1 kg																																													
	濃縮ウラン 5%未満	2 kg (²³⁵ U量 0.1 kg)	2 kg (²³⁵ U量 0.1 kg)																																													
	5%以上 20%未満	9.8 kg (²³⁵ U量 1.5 kg)	9.8 kg (²³⁵ U量 1.5 kg)																																													
	トリウム	20 kg	20 kg																																													
照射済核燃料物質	劣化ウラン	2,700 kg	2,700 kg																																													
	天然ウラン	1,000 kg	1,000 kg																																													
	濃縮ウラン 5%未満	6,000 kg (²³⁵ U量 210 kg)	6,000 kg (²³⁵ U量 210 kg)																																													
	5%以上 20%未満	10 kg (²³⁵ U量 1 kg)	10 kg (²³⁵ U量 1 kg)																																													
	プルトニウム（非密封）	40 kg	40 kg																																													
	トリウム	0.05 kg	0.05 kg																																													
	使用済燃料 (うち1F燃料デブリの年間予定使用量)	3.55 EBq (Bq)	3.55 EBq (Bq)																																													

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）			備考
	別表第10 使用施設の核的制限値			
	場 所	形 態	核的制限値	
	プール (燃料貯蔵ラックは 除く)	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 移動体数：1 集合体毎又は1 ユニット毎（燃料貯蔵ラックの最大貯蔵数の内の1 集合体又は1 ユニット） 	
		燃料棒		
		試料（1 F 燃料 デブリ）	<ul style="list-style-type: none"> UO₂燃料棒は単一系における制限値で取扱う。 ²³⁵U質量0.6kg以下（濃縮度5 W/o以下）以下又は円筒直径20.5cm以下 	
		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> 移動体数：1 キャプセル毎（燃料貯蔵ラックの最大貯蔵数の内の1 キャプセル） 	
		燃料集合体、燃料棒、試料及びキャプセルの同時取扱いはしない。		
	β γ コンクリート No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体の取扱い制限値は1 体 UO₂濃縮度は5 W/o以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	
		燃料棒 試料（1 F 燃料 デブリ）	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5 W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	
		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 	
燃料集合体、燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 燃料集合体を貯蔵中のセルにおいては、燃料集合体は使用しない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。				
β γ コンクリート No.4セル No.5セル No.6セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5 W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 		
	試料（1 F 燃料デブリを 含む。）	<ul style="list-style-type: none"> むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）		備考				
	の各セル	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1596 226 1792 541">キャプセル燃料</td> <td data-bbox="1792 226 2540 541"> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ・ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） ・プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） ・1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1596 541 2540 722"> 燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する。 </td> </tr> </table>	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ・ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） ・プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） ・1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。		
キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ・ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） ・プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） ・1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 						
燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）			備考
	別表第10 使用施設の核的制限値（つづき）			
	場 所	形 態	核 的 制 限 値	
	β γ 鉛 No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	試料（ <u>1F燃料デブリを含む。</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5 W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6 W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	1 F 燃料デブリに係る記載の追加
		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10 W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10 W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	
	試料とキャプセル燃料との混在はしない。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			
	α γ コンクリート No.1セル No.2セル の各セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 	1 F 燃料デブリに係る記載の追加
		試料（ <u>1F燃料デブリを含む。</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> UO₂燃料（濃縮度5 W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6 W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	
		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10 W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10 W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	
	燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。			
	α γ 鉛 No.1セル No.2セル の各セル	試料（ <u>1F燃料デブリを含む。</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5 W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6 W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	1 F 燃料デブリに係る記載の追加

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）		備考
<p>使用規則第2条の12第1項第6～9号（省略）</p>	<p>キャプセル燃料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ・ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) ・プルトニウム系燃料の取扱い制限値 (²³⁹Pu質量0.22kg以下) ・1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	<p>本申請の範囲外</p>
<p>使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>		<p>【原科研使用施設等保安規定第7編（燃料試験施設の管理）】 （貯蔵）</p> <p>第16条 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、最大取扱量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、1F汚染物を貯蔵するときは、別表第9-1に掲げる貯蔵施設で行うこと。また、設備内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの和が同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる設備ごとに最大収納量を表示しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、金属容器に収納した上で貯蔵しなければならない。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているとみなす。</p> <p>6 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>7 実用燃料試験課長は、セル内で核燃料物質を貯蔵するときは、核燃料物質の貯蔵中の識別表示を行い、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、別図（その1）及び別図（その3）に示す貯蔵エリアに貯蔵しなければならない。</p> <p>8 実用燃料試験課長は、セル貯蔵設備で貯蔵中の核燃料物質について、定期的に巡視しなければならない。</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）			備考
	別表第 11 貯蔵施設の核的制限値			1 F 燃料デブリに係る記載の追加
β γ コンクリート No.1セル	場所	形態	核的制限値	
	燃料棒 試料（1 F 燃料デブリ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度 5 W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ・ ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） ・ プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） ・ 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	
	燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			
β γ コンクリート No.2セル No.3セル の各セル	燃料集合体		<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料集合体の取扱い制限値は1体 ・ UO₂濃縮度は5 W/o以下 ・ むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	
	燃料棒 試料（1 F 燃料デブリ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度 5 W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 ・ むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ・ ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） ・ プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） ・ 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	
	燃料集合体、燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 燃料集合体を使用中のセルにおいては、燃料集合体は貯蔵しない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			
β γ コンクリート	燃料棒		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱い制限値 	
				1 F 燃料デブリに係る記載の追加

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）		備考	
	No.4セル No.5セル No.6セル α γ コンクリート No.1セル No.2セル の各セル	試料（1F 燃料デブリを 含む。） キャプセル燃料	UO ₂ 燃料（濃縮度 5 W/o以下）： ²³⁵ U質量0.6kg以下 MOX 燃料（富化度 12.6W/o以下）： ²³⁹ Pu 質量 0.45kg 以下 ・むつ使用済燃料のUO ₂ 濃縮度は4.44W/o以下 ・ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値 （ ²³⁵ U質量0.6kg以下） ・ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値 （ ²³⁵ U質量0.35kg以下） ・プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値 （ ²³⁹ Pu質量0.22kg以下） ・1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の 核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。	1 F 燃料デブリに係 る記載の追加

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）			備考
	別表第 11 貯蔵施設の核的制限値（つづき）			1 F 燃料デブリに係る記載の追加
場所	形態	核的制限値		
セル内貯蔵孔	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度 5 W/o以下）：²³⁵U質量0. 6kg以下 		
	試料			
β γ コンクリート No. 4 セル No. 5 セル No. 6 セル の各セル	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0. 6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0. 35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0. 22kg以下） 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 		
	燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 <u>²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する。</u>			
燃料貯蔵ラック（プール）	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 最大貯蔵数：2 4 集合体 1 挿入孔に1 集合体を収納する。 		
	燃料棒 試料（ <u>1 F 燃料デブリを含む。</u> ）	<ul style="list-style-type: none"> 1 挿入孔に1 ユニットを収納する。 UO₂燃料（濃縮度 5 W/o以下）は単一系における制限値（²³⁵U質量0. 6kg以下又は円筒直径20. 5cm以下）で取扱う。 		
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> 最大貯蔵数：2 0 キャプセル ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0. 6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0. 35kg以下） 1 挿入孔に1 ユニットを収納し、ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）及びウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の混在はしない。 		
未照射核燃料物質保管庫	試料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度 5 W/o未満） 貯蔵制限値（²³⁵U質量0. 1kg以下） 保管容器の位置：上段棚 右側 ウラン系燃料（濃縮度 5 W/o以上20W/o未満） 貯蔵制限値（²³⁵U質量0. 1kg以下） 保管容器の位置：中段棚 左側 ウラン系燃料（濃縮度20W/o以上） 貯蔵制限値（²³⁵U質量0. 2kg以下） 		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）		備考
		保管容器の位置：上段棚 左側 ・プルトニウム系燃料 貯蔵制限値（ ²³⁹ Pu質量0.2kg以下） 保管容器の位置：中段棚 右側	
		<u>²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する。</u>	
	未照射ウラン保管庫	試料 ・ウラン系燃料（濃縮度 5 W/o以上20W/o未満） 貯蔵制限値（U質量9.3kg以下、 ²³⁵ U質量1.4kg以下）	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）		備考
		別図（その1）燃料試験棟1階平面図	<div style="border: 1px dashed black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> : 核燃料物質の貯蔵エリアの変更
使用規則第2条の12第1項第11～14号（省略）			本申請の範囲外

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第15 使用施設等の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びに これらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。 2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に關与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第7編（燃料試験施設の管理）】 （施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第10条の4 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示したうえで、その特別な措置として、核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき、特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p><u>3</u> 実用燃料試験課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> 実用燃料試験課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第10条の5 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p><u>第10条の7</u> 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、燃料試験施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p><u>2</u> 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認められた場合には改善を行わなければならない。</p>	<p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。 （以下変更箇所の理由を記載） 第10条の4第1項ロ及びニと重複しているため旧第2項の削除及びそれに伴う項番号の繰上げ</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のための変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p>第11条 ～ 第12条 (変更なし)</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第13条の2 (変更なし)</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>その結果を実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p>	<p>通知対象の適正化</p> <p>通知対象の明確化 報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（燃料試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第16～18号（省略）</p>	<p><u>4</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知</u>を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	<p>項番号の繰下げ</p> <p>本申請の範囲外</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第 8 編 廃棄物安全試験施設の管理

令和 4 年 4 月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（廃棄物安全試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
使用規則第2条の12第1項第1号～14号（省略）		本申請の範囲外
<p>使用規則第2条の12第1項第15 使用施設等の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びに これらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。 2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第8編（廃棄物安全試験施設の管理）】 （施設管理実施計画等の策定） 第10条の4 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。 イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。 <u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。 <u>3</u> ホット材料試験課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。 <u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。 <u>6</u> ホット材料試験課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 （保全活動の実施） 第10条の5 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。 第10条の6 （変更なし）</p>	<p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。 （以下変更箇所の理由を記載） 第10条の4第1項ロ及びニと重複しているため旧第2項の削除及びそれに伴う項番号の繰上げ。</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（廃棄物安全試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u></p> <p>第10条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、<u>廃棄物安全試験施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性をそれぞれ評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、<u>前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第11条 ～ 第12条 （変更なし）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第13条 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>第13条の2 （変更なし）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のための変更</p> <p>通知対象の適正化</p> <p>通知対象の明確化</p> <p>報告対象の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（廃棄物安全試験施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p><u>3</u> ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	<p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ及び第3項変更に伴う変更</p>
使用規則第2条の12第1項第16～18号（省略）		本申請の範囲外

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第9編 NSRRの管理

平成4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表

第9編 NSRRの管理

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	説明																									
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～4号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第5号</p> <p>使用施設等の操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること。 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 核燃料物質の臨界管理について定められていること。 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 <li style="background-color: yellow;">核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。 	<p>【原科研使用施設等保安規定第9編（NSRRの管理）】</p> <p>別表第16 試験燃料用カプセルの使用時の点検</p> <table border="1" data-bbox="1374 478 2415 1835"> <thead> <tr> <th>試験燃料用カプセルの種類</th> <th>点検の時期</th> <th>点検項目</th> <th>ひん度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅳ型大気圧水カプセル Ⅴ型大気圧水カプセル Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル Ⅹ-I型大気圧水カプセル Ⅹ-II型大気圧水カプセル Ⅹ-Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅹ-Ⅳ型大気圧水カプセル Ⅹ-Ⅴ型大気圧水カプセル ⅩI-I型大気圧水カプセル ⅩI-II型大気圧水カプセル ⅩII-I型大気圧水カプセル</td> <td>組立前</td> <td>1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検</td> <td>使用のつど</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非破壊点検</td> <td>変形が認められた場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立後</td> <td>漏えい点検</td> <td>使用のつど</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B-I型高圧水カプセル</td> <td rowspan="2">組立前</td> <td>1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検</td> <td>使用のつど</td> </tr> <tr> <td>非破壊点検</td> <td>変形が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>組立後</td> <td>1) 漏えい点検 2) 加圧点検 3) 導通点検 （温度計、ヒータ） 4) 絶縁抵抗点検 （ヒータ）</td> <td>使用のつど</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 未使用カプセルの場合は除く。</p>	試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅳ型大気圧水カプセル Ⅴ型大気圧水カプセル Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル Ⅹ-I型大気圧水カプセル Ⅹ-II型大気圧水カプセル Ⅹ-Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅹ-Ⅳ型大気圧水カプセル Ⅹ-Ⅴ型大気圧水カプセル ⅩI-I型大気圧水カプセル ⅩI-II型大気圧水カプセル ⅩII-I型大気圧水カプセル	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど			非破壊点検	変形が認められた場合		組立後	漏えい点検	使用のつど	B-I型高圧水カプセル	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど	非破壊点検	変形が認められた場合	組立後	1) 漏えい点検 2) 加圧点検 3) 導通点検 （温度計、ヒータ） 4) 絶縁抵抗点検 （ヒータ）	使用のつど	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり核燃料物質等の使用前に確認すべき取扱いに必要な事項について定められている （以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>新型カプセルの追加</p>
試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度																								
I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅳ型大気圧水カプセル Ⅴ型大気圧水カプセル Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル Ⅹ-I型大気圧水カプセル Ⅹ-II型大気圧水カプセル Ⅹ-Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅹ-Ⅳ型大気圧水カプセル Ⅹ-Ⅴ型大気圧水カプセル ⅩI-I型大気圧水カプセル ⅩI-II型大気圧水カプセル ⅩII-I型大気圧水カプセル	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど																								
		非破壊点検	変形が認められた場合																								
	組立後	漏えい点検	使用のつど																								
B-I型高圧水カプセル	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど																								
		非破壊点検	変形が認められた場合																								
	組立後	1) 漏えい点検 2) 加圧点検 3) 導通点検 （温度計、ヒータ） 4) 絶縁抵抗点検 （ヒータ）	使用のつど																								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表

第9編 NSRRの管理

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	説明								
<p>使用規則第2条の12第1項第15号</p> <p>使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施にすることが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>別表第17 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="1377 302 2415 621"> <thead> <tr> <th>試験燃料用カプセルの種類</th> <th>点検項目</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル</td> <td rowspan="2">組立前寸法点検</td> <td rowspan="2">永久変形量 0.2 %</td> </tr> <tr> <td>VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル *</td> <td>永久変形量 1 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第14条の4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p><u>3</u> NSRR管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術</p>	試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理目標値	I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %	VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル *	永久変形量 1 %	<p>新型カプセルの追加</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。</p> <p>第14条の4第1項ロ及びニと重複しているため旧第2項の削除及びそれに伴う項番号の繰り上げ並びに記載の適正化</p> <p>第14条の4旧第2項の削除に伴う変更</p> <p>第14条の4旧第2項の削除に伴う変</p>
試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理目標値								
I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %								
VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル *			永久変形量 1 %							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表

第9編 NSRRの管理

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	説明
<p>使用規則第2条の12第1項第16～18号（省略）</p>	<p>部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> NSRR管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第14条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p><u>第14条の7 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、NSRR（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>更及び記載の適正化</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>第14条の4旧第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>本申請の範囲外</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第 10 編 バックエンド研究施設の管理

令和 4 年 4 月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～4号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第5号</p> <p>使用施設等の操作</p> <p>1. 核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保について定められていること。</p> <p>2. 使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p> <p>4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。</p> <p>6. 地震・火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第10編（バックエンド研究施設の管理）】</p> <p>第1章 通則 （要員の配置）</p> <p>第1条 B E C K Y技術課長及び工務第1課長は、本体施設の使用、本体施設及び特定施設に係る保安に必要な要員を配置しなければならない。</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第2条 B E C K Y技術課長は本体施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>(1) 使用の管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 核燃料物質の管理に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 工務第1課長は特定施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>4 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認をしたとき、工務技術部長は、第3項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり、使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められている。 （以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限)</p> <p>第5条 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-<u>1.1</u>に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとの核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受け入れた試料（土壌、瓦礫、植物及び汚染水）、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料（金属材料、有機材料、瓦礫及び滞留水）及び汚染水の処理設備の試料（構造物、吸着材、処理水及び汚染水処理に伴う二次廃棄物）（以下「1F汚染物」という。）<u>並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット（以下「1F燃料デブリ」という。）</u>を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（<u>1F燃料デブリを含む。</u>）の放射エネルギーの合計が、別表第1-1から1-<u>1.1</u>に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>3 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-<u>1.1</u>に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとに核燃料物質の種類及び最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>4 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル又はグローブボックスで行わなければならない。</p> <p>5 BECKY技術課長は、使用に供していない核燃料物質のうち、標準試料（核燃料物質の濃度や同位体比を分析する際の基礎となるデータを与えるための試料）、試験用試料、分析用試料等（以下「標準試料等」という。）をセル、グローブボックス等において一定期間保管するときは、次の各号に掲げる事項について確認し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。この場合、保管を可能とする期間は第3条に定める年間使用計画において定める期間の範囲内とする。</p> <p>(1) 保管する期間</p> <p>(2) 保管対象（保管することに合理性を有する標準試料等の種類及び数量）</p> <p>(3) 保管要件（標準試料等の保管による安全性への影響が小さいこと。安全性への影響は、金属容器に収納する等の安全対策を実施した上で、被ばく、汚染等のリスク評価を行うことにより確認する。）</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第6条 ～ 第15条 （本項目の範囲外）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限)</p> <p>第16条 BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようと</p>	<p>左記のとおり核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められている</p> <p>(以下変更箇所の理由を記載)</p> <p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p>するときは、次の各号に掲げるところにより、法第 52 条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。また、受け入れようとする 1 F 汚染物の放射エネルギーと 1 F 汚染物の在庫量（放射エネルギー）と使用済燃料（<u>1 F 燃料デブリを含む。</u>）の在庫量（放射エネルギー）との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1 年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量がそれぞれ年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。また、1 年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする 1 F 汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（<u>1 F 燃料デブリを含む。</u>）の放射エネルギーの和が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第 8 に掲げるとおりとする。</p>	<p>1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）						備考	
	別表第1-1 最大取扱量 セル設備及びセル付属設備						1 F 燃料デブリに係る記載の追加	
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
	受入セル	100	4,000 (天然) 6,200 (劣化) 2,200 (5%未満)	—	—	2.99 × 10 ¹⁴		受入セルの保管ピットは除く。Puは密封。
	保管ピット	100	2,200 (劣化) 2,200 (5%未満)	—	—	2.99 × 10 ¹⁴		
	プロセスセル	200	4,000 (天然) 8,400 (劣化) 4,400 (5%未満)	—	—	8.8 × 10 ¹⁴ <u>(1.85 × 10¹⁰ *2)</u>		
	化学セル	15	800 (天然) 200 (劣化) 200 (5%未満)	—	—	3.58 × 10 ¹³ <u>(1.85 × 10¹⁰ *2)</u>		
	サンプリングボックス	1	5 (天然) 5 (劣化) 5 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷ <u>*3</u>		
	試薬供給室 (B)	—	1,000 (天然) 1,000 (劣化)	—	—	—		
	鉄セル1 鉄セル2 鉄セル3 <u>*1</u>	50	400 (天然) 10 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満) 20 (46%以上 93.3%未満)	—	5	5.0 × 10 ⁹		
	分析用ボックス	10	100 (天然) 20 (5%以上 20%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	5	—		
	<p>*1 3基の鉄セルにおける最大取扱量の合計を示す。 *2 使用済燃料の最大取扱量のうち、1 F 燃料デブリの最大取扱量。 *3 1 F 燃料デブリを含む。</p>							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）							備考
	別表第1-2 最大取扱量 グローブボックス（1/6）							1 F 燃料デブリに係る記載の追加
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
	A-1	0.02	0.2 (天然) *1 0.02 (5%未満)	0.02	0.2	3.7 × 10 ⁶ *5	実験室(VI)	
	A-2	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	
	A-3	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	
	A-4	0.5	5.5 (天然) 1 (5%未満)	0.97	7.5	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	
	A-5	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	
	A-6	12	5 (天然) 0.2 (5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)	
	A-7	12	2 (天然) 0.2 (5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)	
	A-8	0.1	1 (天然) 0.1 (5%未満)	0.1	1	3.7 × 10 ⁶ *5	実験室(VI)	
	A-9	0.5	5 (天然) 0.5 (5%未満)	0.5	5	3.7 × 10 ⁶ *5	実験室(VI)	
	A-10	0.2	1.5 (天然)	0.01	1	—	実験室(VIII)	
	A-11, 12 及びA-13 *2	0.3	3 (天然)	0.02	1.5	—	実験室(VIII)	
	B-1 及び B-2 *3	10	100 (天然) *4 100 (劣化) *4 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)	
	<p>*1 研修生の実習では天然ウランのみを使用する。 *2 3基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。 *3 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。 *4 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。 *5 1 F 燃料デブリを含む。</p>							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）						備考	
	別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス（2/6）						1 F 燃料デブリに係る記載の追加	
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
	B-3 及び B-4 <u>*1</u>	10	100 (天然) <u>*2</u> 100 (劣化) <u>*2</u> 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7×10^8 <u>*3</u>		実験室(III)
	B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4×10^7		アイソレーション ルーム(II) 上部
	B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7×10^7		フロッグマン 準備室上部
	B-7	0.01	1 (天然) 1 (劣化) 0.01 (5%未満) 0.01 (5%以上 20%未満) 0.01 (20%以上 46%未満) 0.01 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	0.01	3.7×10^5		実験室(V)
	C-1	200	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85×10^8 <u>*3</u>		実験室(IV)
	C-2	40	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85×10^8 <u>*3</u>		実験室(IV)
	C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85×10^8		実験室(IV)
	C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11×10^7 <u>*3</u>		実験室(IV)
	C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7×10^6 <u>*3</u>		廃液処理室(VI)
	<u>*1</u> 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。							
	<u>*2</u> 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。							
<u>*3</u> 1 F 燃料デブリを含む。								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）							備考	
	別表第1-4 最大取扱量 グローブボックス（3/6）							1 F 燃料デブリに係る記載の追加	
使用場所	Pu (g)	U (g)			²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
D-1	5	5 (天然) 5 (劣化) 5 (5%未満) 5 (5%以上 20%未満)			5	5	1.85×10 ⁷ <u>*1</u>		分析室(II)
D-2	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)			1	1	1.85×10 ⁷ <u>*1</u>		分析室(II)
D-3	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)			1	1	1.85×10 ⁷ <u>*1</u>		分析室(II)
D-4	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)			1	1	1.85×10 ⁷ <u>*1</u>		分析室(III)
D-5	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)			1	1	3.7 × 10 ⁵ <u>*1</u>		分析室(IV)
D-6	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)			1	1	3.7 × 10 ⁵ <u>*1</u>		分析室(IV)
*1 1 F 燃料デブリを含む。									

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）						備考	
	別表第1-5 最大取扱量 グローブボックス（4/6）						分析室（I）の核燃料物質使用施設への追加	
	使用場所	<u>Pu</u> (g)	<u>U</u> (g)	<u>²³³U</u> (g)	<u>Th</u> (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
	D-7	=	2,000 (5%未満)	=	=	=		分析室(I)
	D-8	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>10 (5%以上 20%未満)</u> <u>10 (20%以上 46%未満)</u> <u>10 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*2</u>		分析室(I)
	D-9 及び D-10 <u>*1</u>	<u>0.1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁶</u> <u>*2</u>		分析室(I)
	D-11	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*2</u>		分析室(I)
	D-13	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*2</u>		分析室(I)
	*1 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。							
	*2 1F燃料デブリを含む。							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）						備考	
	別表第1-6 最大取扱量 グローブボックス（5/6）						分析室（I）の核燃料物質使用施設への追加	
	使用場所	<u>Pu</u> (g)	<u>U</u> (g)	<u>²³³U</u> (g)	<u>Th</u> (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
	D-14	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>		<u>分析室(I)</u>
	D-15	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>		<u>分析室(I)</u>
	D-16	<u>二</u>	<u>2,000 (5%未満)</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>		<u>分析室(I)</u>
	D-17	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>		<u>分析室(I)</u>
	D-19	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	<u>分析室(I)</u>	
	*1 1 F 燃料デブリを含む。							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）						備考	
	別表第1-7 最大取扱量 グローブボックス（6/6）						分析室（I）の核燃料物質使用施設への追加	
	使用場所	<u>Pu</u> (g)	<u>U</u> (g)	<u>²³³U</u> (g)	<u>Th</u> (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
	D-20	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>		<u>分析室(I)</u>
	D-21	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>		<u>分析室(I)</u>
	D-22	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>		<u>分析室(I)</u>
	D-23	<u>1</u>	<u>100 (天然)</u> <u>100 (劣化)</u> <u>100 (5%未満)</u> <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	<u>分析室(I)</u>	
	*1 1F燃料デブリを含む。							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）							備考
	別表第1-8 最大取扱量 フード（1/3）							1 F 燃料デブリに係る記載の追加
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
	H-1	—	2,000 (天然) 6,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7×10^8 <u>*2</u>	実験室(IV)	
	H-2	0.01	2,000 (天然) 2,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7×10^8 <u>*2</u>	実験室(IV) グローブ付	
	H-3	0.0016	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4×10^7 <u>*2</u>	実験室(IV)	
	H-4	—	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4×10^7	実験室(IV)	
	H-5	0.0016	100 (天然) 100 (劣化)	0.01	100	3.7×10^8 <u>*2</u>	実験室(IV)	
	H-6	—	100 (天然) 100 (劣化)	—	100	3.7×10^8 <u>*2</u>	実験室(IV)	
	H-7	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10^8	実験室(III)	
	H-8	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10^8	実験室(III)	
H-9	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24×10^8 <u>*1</u>	実験室(III)		
*1 照射済分析試料含む。								
*2 1 F 燃料デブリを含む。								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）							備考
	別表第 1 - 9 最大取扱量 フード (2 / 3)							1 F 燃料デブリに係る記載の追加
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
	H-10	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24 × 10 ⁸ <u>*1</u>	実験室(III)	
	H-11	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)	
	H-12	0.0016	20 (天然) 20 (5%未満)	0.001	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	
	H-13	0.0016	20 (天然) 20 (5%未満)	0.001	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	
	H-14	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7 × 10 ⁶ <u>*2</u>	実験室(VI)	
	H-15	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7 × 10 ⁶ <u>*2</u>	実験室(VI)	
	H-16	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7 × 10 ⁶ <u>*2</u>	実験室(VI)	
	H-17	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ <u>*2</u>	分析室(II)	
	H-18	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶ <u>*2</u>	分析室(II)	

*1 照射済分析試料含む。

*2 1 F 燃料デブリを含む。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）							備考
	別表第1-10 最大取扱量 フード（3/3）							
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
	H-19	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	
	H-20	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	
	<u>H-22</u>	<u>0.0016</u>	<u>20 (天然)</u> <u>20 (劣化)</u> <u>20 (5%未満)</u> <u>20 (5%以上 20%未満)</u> <u>10 (20%以上 46%未満)</u> <u>10 (46%以上 93.3%未満)</u> <u>0.1 (93.3%以上 98%以下)</u>	<u>0.01</u>	<u>10</u>	<u>3.7 × 10⁶</u> <u>*1</u>	<u>分析室(I)</u>	分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加
	<u>H-23</u>	<u>0.0016</u>	<u>20 (天然)</u> <u>20 (劣化)</u> <u>20 (5%未満)</u> <u>20 (5%以上 20%未満)</u> <u>10 (20%以上 46%未満)</u> <u>10 (46%以上 93.3%未満)</u> <u>0.1 (93.3%以上 98%以下)</u>	<u>0.01</u>	<u>10</u>	<u>3.7 × 10⁶</u> <u>*1</u>	<u>分析室(I)</u>	
	<u>H-24</u>	<u>0.0016</u>	<u>20 (天然)</u> <u>20 (劣化)</u> <u>20 (5%未満)</u> <u>20 (5%以上 20%未満)</u> <u>10 (20%以上 46%未満)</u> <u>10 (46%以上 93.3%未満)</u> <u>0.1 (93.3%以上 98%以下)</u>	<u>0.01</u>	<u>10</u>	<u>3.7 × 10⁶</u> <u>*1</u>	<u>分析室(I)</u>	
	H-25	0.00016	100 (天然) 100 (劣化)	—	—	3.7 × 10 ⁶ <u>*1</u>	廃液処理室(VI)	
	*1 1 F 燃料デブリを含む。							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）							備考
	別表第1-1-1 最大取扱量 実験室							
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
	実験室(IV) <u>*1</u>	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁴ <u>*2</u>	焼き付け、 封入	1 F 燃料デブリに係 る記載の追加
	実験室(VI) <u>*1</u>	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁵ <u>*2</u>	焼き付け、 封入	
	実験室(VII)-1	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満) 150 (93%以上 93.5%以下)	100	100	—	<u>固体密封、</u> <u>固体封入*3</u>	実験室(VII)-1 及び (VII)-2 への固体封入 試料の追加
	実験室(VII)-2	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満)	100	100	—	<u>固体密封、</u> <u>固体封入*3</u>	
	分析室(I) <u>*1</u>	<u>0.00016</u>	<u>2 (天然)</u> <u>2 (劣化)</u> <u>2,000 (5%未満)</u> <u>2 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u> <u>0.01 (93.3%以上 98%以下)</u>	<u>0.001</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁴</u> <u>*2</u>	<u>封入、</u> <u>圧縮成型、</u> <u>焼結</u>	分析室(I)の核燃料 物質使用施設への追 加
	分析室(II) <u>*1</u>	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満) 2 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴ <u>*2</u>	焼き付け、 封入	1 F 燃料デブリに係 る記載の追加
	精密測定室	0.00016	5 (天然)	0.001	1	3.7 × 10 ⁵ <u>*2</u>	焼き付け、 封入	
	<p><u>*1</u> グローブボックス及びフードの取扱量を除く。 <u>*2</u> 1 F 燃料デブリを含む。 <u>*3</u> 実験室(VII)-1 及び実験室(VII)-2 において封入された状態で取り扱う核燃料物質は濃縮 ウラン(ペレット)のみ。</p>							

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																																																																								
	<p>別表第2 警報装置の作動条件</p> <table border="1" data-bbox="1359 275 2410 1730"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>警報装置</th> <th>作動条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">セル等負圧</td> <td>コンクリートセル</td> <td>サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上</td> </tr> <tr> <td>アイソレーションルーム(II)</td> <td>サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上</td> </tr> <tr> <td>鉄セル</td> <td>室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上</td> </tr> <tr> <td>サービスルーム</td> <td>室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">本体施設</td> <td>グローブボックス等負圧 *1</td> <td>室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス、分析用ボックス内温度</td> <td>60℃以上</td> </tr> <tr> <td>セル内温度</td> <td>60℃以上</td> </tr> <tr> <td>抽出器 (III) 温度</td> <td>65℃以上</td> </tr> <tr> <td>溶媒洗浄器温度</td> <td>65℃以上</td> </tr> <tr> <td>加熱用蒸気温度</td> <td>135℃以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドリップトレイ液位</td> <td>コンクリートセル</td> <td>70mm 以上</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス</td> <td>30mm 以上</td> </tr> <tr> <td>Pu・U溶液貯蔵室</td> <td>70mm 以上</td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽室 *2</td> <td>70mm 以上</td> </tr> <tr> <td>Pu貯槽液量</td> <td>60 ℓ以上</td> </tr> <tr> <td>U貯槽液量</td> <td>110 ℓ以上</td> </tr> <tr> <td>排風機</td> <td>排風機異常停止</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液貯槽水素希釈用空気流量</td> <td>250 ℓ/h 以下</td> </tr> <tr> <td>有機廃液貯槽温度</td> <td>60℃以上</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液貯槽液量</td> <td>1m³ 以上</td> </tr> <tr> <td>有機廃液貯槽液量</td> <td>1m³ 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">特定施設</td> <td>非常用電源</td> <td>非常用電源異常停止</td> </tr> <tr> <td>送排風機</td> <td>送排風機異常停止</td> </tr> <tr> <td>中レベル廃液貯槽液位</td> <td>2000mm 以上</td> </tr> <tr> <td>低レベル廃液貯槽液位</td> <td>2500mm 以上</td> </tr> <tr> <td>極低レベル廃液貯槽液位</td> <td><u>2160</u>mm 以上</td> </tr> <tr> <td>集水槽 (II)、排水槽 (II) 液位</td> <td>500mm 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">排水ピット液位</td> <td>廃液貯槽室 (VI)-1</td> <td>0.2 m 以上</td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽室 (VII)</td> <td>0.35m 以上</td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽室 (VIII)</td> <td>0.35m 以上</td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽室 (VIII) 床下部</td> <td>0.2 m 以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気圧力</td> <td>490kPa 以下 (5kg/cm²G 以下)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 メンテナンスボックス、サンプリングボックス及び分析用ボックスを含む。 *2 廃液貯槽室 (VI)-2～6</p>	区分	警報装置	作動条件	セル等負圧	コンクリートセル	サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上	アイソレーションルーム(II)	サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上	鉄セル	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上	サービスルーム	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上	本体施設	グローブボックス等負圧 *1	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上	グローブボックス、分析用ボックス内温度	60℃以上	セル内温度	60℃以上	抽出器 (III) 温度	65℃以上	溶媒洗浄器温度	65℃以上	加熱用蒸気温度	135℃以上	ドリップトレイ液位	コンクリートセル	70mm 以上	グローブボックス	30mm 以上	Pu・U溶液貯蔵室	70mm 以上	廃液貯槽室 *2	70mm 以上	Pu貯槽液量	60 ℓ以上	U貯槽液量	110 ℓ以上	排風機	排風機異常停止	高レベル廃液貯槽水素希釈用空気流量	250 ℓ/h 以下	有機廃液貯槽温度	60℃以上	高レベル廃液貯槽液量	1m ³ 以上	有機廃液貯槽液量	1m ³ 以上	特定施設	非常用電源	非常用電源異常停止	送排風機	送排風機異常停止	中レベル廃液貯槽液位	2000mm 以上	低レベル廃液貯槽液位	2500mm 以上	極低レベル廃液貯槽液位	<u>2160</u> mm 以上	集水槽 (II)、排水槽 (II) 液位	500mm 以上	排水ピット液位	廃液貯槽室 (VI)-1	0.2 m 以上	廃液貯槽室 (VII)	0.35m 以上	廃液貯槽室 (VIII)	0.35m 以上	廃液貯槽室 (VIII) 床下部	0.2 m 以上	圧縮空気圧力	490kPa 以下 (5kg/cm ² G 以下)	<p>S T A C Y 施設の溢水対策を受けた見直しに伴う変更</p>
区分	警報装置	作動条件																																																																								
セル等負圧	コンクリートセル	サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上																																																																								
	アイソレーションルーム(II)	サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上																																																																								
	鉄セル	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上																																																																								
	サービスルーム	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上																																																																								
本体施設	グローブボックス等負圧 *1	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上																																																																								
	グローブボックス、分析用ボックス内温度	60℃以上																																																																								
	セル内温度	60℃以上																																																																								
	抽出器 (III) 温度	65℃以上																																																																								
	溶媒洗浄器温度	65℃以上																																																																								
	加熱用蒸気温度	135℃以上																																																																								
	ドリップトレイ液位	コンクリートセル	70mm 以上																																																																							
		グローブボックス	30mm 以上																																																																							
		Pu・U溶液貯蔵室	70mm 以上																																																																							
		廃液貯槽室 *2	70mm 以上																																																																							
	Pu貯槽液量	60 ℓ以上																																																																								
	U貯槽液量	110 ℓ以上																																																																								
	排風機	排風機異常停止																																																																								
高レベル廃液貯槽水素希釈用空気流量	250 ℓ/h 以下																																																																									
有機廃液貯槽温度	60℃以上																																																																									
高レベル廃液貯槽液量	1m ³ 以上																																																																									
有機廃液貯槽液量	1m ³ 以上																																																																									
特定施設	非常用電源	非常用電源異常停止																																																																								
	送排風機	送排風機異常停止																																																																								
	中レベル廃液貯槽液位	2000mm 以上																																																																								
	低レベル廃液貯槽液位	2500mm 以上																																																																								
	極低レベル廃液貯槽液位	<u>2160</u> mm 以上																																																																								
	集水槽 (II)、排水槽 (II) 液位	500mm 以上																																																																								
排水ピット液位	廃液貯槽室 (VI)-1	0.2 m 以上																																																																								
	廃液貯槽室 (VII)	0.35m 以上																																																																								
	廃液貯槽室 (VIII)	0.35m 以上																																																																								
	廃液貯槽室 (VIII) 床下部	0.2 m 以上																																																																								
圧縮空気圧力	490kPa 以下 (5kg/cm ² G 以下)																																																																									

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																																																				
	<p>別表第8 核燃料物質の年間予定使用量</p> <table border="1" data-bbox="1359 262 2338 1182"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1359 262 1834 304" rowspan="2">種 類</th> <th colspan="2" data-bbox="1834 262 2338 304">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1834 304 2086 346">最大存在量</th> <th data-bbox="2086 304 2338 346">延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1359 346 1834 399">劣化ウラン</td> <td data-bbox="1834 346 2086 399">22.005 kg</td> <td data-bbox="2086 346 2338 399">22.005 kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1359 399 1834 451">天然ウラン</td> <td data-bbox="1834 399 2086 451">10 kg</td> <td data-bbox="2086 399 2338 451">10 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 451 1537 861" rowspan="6">濃縮ウラン</td> <td data-bbox="1537 451 1834 525">5%未満</td> <td data-bbox="1834 451 2086 525">52.205 kg (²³⁵U量 2,611g)</td> <td data-bbox="2086 451 2338 525">52.205 kg (²³⁵U量 2,611g)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 525 1834 598">5%以上 20%未満</td> <td data-bbox="1834 525 2086 598">200 g (²³⁵U量 40g)</td> <td data-bbox="2086 525 2338 598">200 g (²³⁵U量 40g)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 598 1834 672">20%以上 46%未満</td> <td data-bbox="1834 598 2086 672">80 g (²³⁵U量 36.8g)</td> <td data-bbox="2086 598 2338 672">80 g (²³⁵U量 36.8g)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 672 1834 745">46%以上 93.3%未満</td> <td data-bbox="1834 672 2086 745">40 g (²³⁵U量 37.32g)</td> <td data-bbox="2086 672 2338 745">40 g (²³⁵U量 37.32g)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 745 1834 819">93.3%以上 98%以下</td> <td data-bbox="1834 745 2086 819">2 g (²³⁵U量 1.96g)</td> <td data-bbox="2086 745 2338 819">2 g (²³⁵U量 1.96g)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 819 1834 861">93%以上 93.5%以下*1</td> <td data-bbox="1834 819 2086 861">150 g (²³⁵U量 140.25g)</td> <td data-bbox="2086 819 2338 861">150 g (²³⁵U量 140.25g)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1359 861 1834 934">プルトニウム</td> <td data-bbox="1834 861 2086 934">1.75 kg (密封及び非密封)</td> <td data-bbox="2086 861 2338 934">1.75 kg (密封及び非密封)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1359 934 1834 987">ウラン233</td> <td data-bbox="1834 934 2086 987">200 g</td> <td data-bbox="2086 934 2338 987">200 g</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1359 987 1834 1039">トリウム</td> <td data-bbox="1834 987 2086 1039">1 kg</td> <td data-bbox="2086 987 2338 1039">1 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1039 1537 1182" rowspan="2">使用済燃料</td> <td data-bbox="1537 1039 1834 1113">UO₂燃料及びMOX燃料 (1F燃料デブリを含む。)</td> <td data-bbox="1834 1039 2086 1113">880 TBq (18.5 GBq *2)</td> <td data-bbox="2086 1039 2338 1113">880 TBq (18.5 GBq *2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1537 1113 1834 1182">照射済分析試料</td> <td data-bbox="1834 1113 2086 1182">1.85 GBq (最大40%FIMA *3)</td> <td data-bbox="2086 1113 2338 1182">1.85 GBq (最大40%FIMA *3)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1359 1182 2448 1354"> *1 核分裂計数管用に用いる。 *2 使用済燃料(照射済分析試料を除く。)の年間予定使用量のうち、1F燃料デブリの最大の量。 *3 %FIMA(Fissions per Initial Metal Atom):初期重金属原子核当たりの核分裂数の百分率。 </p>	種 類		年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	劣化ウラン		22.005 kg	22.005 kg	天然ウラン		10 kg	10 kg	濃縮ウラン	5%未満	52.205 kg (²³⁵ U量 2,611g)	52.205 kg (²³⁵ U量 2,611g)	5%以上 20%未満	200 g (²³⁵ U量 40g)	200 g (²³⁵ U量 40g)	20%以上 46%未満	80 g (²³⁵ U量 36.8g)	80 g (²³⁵ U量 36.8g)	46%以上 93.3%未満	40 g (²³⁵ U量 37.32g)	40 g (²³⁵ U量 37.32g)	93.3%以上 98%以下	2 g (²³⁵ U量 1.96g)	2 g (²³⁵ U量 1.96g)	93%以上 93.5%以下*1	150 g (²³⁵ U量 140.25g)	150 g (²³⁵ U量 140.25g)	プルトニウム		1.75 kg (密封及び非密封)	1.75 kg (密封及び非密封)	ウラン233		200 g	200 g	トリウム		1 kg	1 kg	使用済燃料	UO ₂ 燃料及びMOX燃料 (1F燃料デブリを含む。)	880 TBq (18.5 GBq *2)	880 TBq (18.5 GBq *2)	照射済分析試料	1.85 GBq (最大40%FIMA *3)	1.85 GBq (最大40%FIMA *3)	<p>1 F 燃料デブリに係る記載の追加</p>
種 類				年間予定使用量																																																		
		最大存在量	延べ取扱量																																																			
劣化ウラン		22.005 kg	22.005 kg																																																			
天然ウラン		10 kg	10 kg																																																			
濃縮ウラン	5%未満	52.205 kg (²³⁵ U量 2,611g)	52.205 kg (²³⁵ U量 2,611g)																																																			
	5%以上 20%未満	200 g (²³⁵ U量 40g)	200 g (²³⁵ U量 40g)																																																			
	20%以上 46%未満	80 g (²³⁵ U量 36.8g)	80 g (²³⁵ U量 36.8g)																																																			
	46%以上 93.3%未満	40 g (²³⁵ U量 37.32g)	40 g (²³⁵ U量 37.32g)																																																			
	93.3%以上 98%以下	2 g (²³⁵ U量 1.96g)	2 g (²³⁵ U量 1.96g)																																																			
	93%以上 93.5%以下*1	150 g (²³⁵ U量 140.25g)	150 g (²³⁵ U量 140.25g)																																																			
プルトニウム		1.75 kg (密封及び非密封)	1.75 kg (密封及び非密封)																																																			
ウラン233		200 g	200 g																																																			
トリウム		1 kg	1 kg																																																			
使用済燃料	UO ₂ 燃料及びMOX燃料 (1F燃料デブリを含む。)	880 TBq (18.5 GBq *2)	880 TBq (18.5 GBq *2)																																																			
	照射済分析試料	1.85 GBq (最大40%FIMA *3)	1.85 GBq (最大40%FIMA *3)																																																			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																															
<p>使用規則第2条の12第1項第6～8号（省略）</p>	<p>別表第10 使用、貯蔵及び廃棄物の保管に係る質量制限値</p> <table border="1" data-bbox="1353 268 2466 1228"> <thead> <tr> <th data-bbox="1353 268 1442 327"></th> <th data-bbox="1442 268 1857 327">施設</th> <th data-bbox="1857 268 2145 327">核燃料物質の性状</th> <th data-bbox="2145 268 2466 327">質量制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1353 327 1442 684" rowspan="3">使用</td> <td data-bbox="1442 327 1857 394">受入セル</td> <td data-bbox="1857 327 2145 394">固体</td> <td data-bbox="2145 327 2466 394">4.5 kg 以下 *1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 394 1857 621">プロセスセル、化学セル、 実験室(Ⅲ), (Ⅳ), (Ⅴ), (Ⅵ), (Ⅷ)、分析室(Ⅰ), (Ⅱ), (Ⅲ), (Ⅳ)、精密測定室、廃液処理室 (Ⅵ)</td> <td data-bbox="1857 394 2145 621">固体及び液体</td> <td data-bbox="2145 394 2466 621">各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 621 1857 684">実験室(Ⅶ)-1, (Ⅶ)-2</td> <td data-bbox="1857 621 2145 684">固体</td> <td data-bbox="2145 621 2466 684"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 684 1442 1136" rowspan="4">貯蔵</td> <td data-bbox="1442 684 1857 751">Pu 貯槽</td> <td data-bbox="1857 684 2145 751">液体</td> <td data-bbox="2145 684 2466 751">0.21kg 以下 *2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 751 1857 978">U 貯槽</td> <td data-bbox="1857 751 2145 978">液体</td> <td data-bbox="2145 751 2466 978">劣化ウラン又は濃縮度 5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 978 1857 1045">核燃料保管室</td> <td data-bbox="1857 978 2145 1045">固体</td> <td data-bbox="2145 978 2466 1045">4.5 kg 以下 *1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1045 1857 1136">アイソレーションルーム (Ⅰ) 内 貯蔵施設</td> <td data-bbox="1857 1045 2145 1136">固体及び液体</td> <td data-bbox="2145 1045 2466 1136">0.21kg 以下 *2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1136 1442 1228">廃棄</td> <td data-bbox="1442 1136 1857 1228">固体廃棄物保管室(Ⅰ), (Ⅱ)、 廃液貯槽室(Ⅵ)-5, (Ⅵ)-6</td> <td data-bbox="1857 1136 2145 1228">固体及び液体</td> <td data-bbox="2145 1136 2466 1228">各室それぞれ 0.21kg 以下 *2</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1374 1234 2065 1444"> *1：含水率16%以下 核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値 （プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計量） *2：核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値 （プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計量） </p>		施設	核燃料物質の性状	質量制限値	使用	受入セル	固体	4.5 kg 以下 *1	プロセスセル、化学セル、 実験室(Ⅲ), (Ⅳ), (Ⅴ), (Ⅵ), (Ⅷ)、分析室(Ⅰ), (Ⅱ), (Ⅲ), (Ⅳ)、精密測定室、廃液処理室 (Ⅵ)	固体及び液体	各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2	実験室(Ⅶ)-1, (Ⅶ)-2	固体		貯蔵	Pu 貯槽	液体	0.21kg 以下 *2	U 貯槽	液体	劣化ウラン又は濃縮度 5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下	核燃料保管室	固体	4.5 kg 以下 *1	アイソレーションルーム (Ⅰ) 内 貯蔵施設	固体及び液体	0.21kg 以下 *2	廃棄	固体廃棄物保管室(Ⅰ), (Ⅱ)、 廃液貯槽室(Ⅵ)-5, (Ⅵ)-6	固体及び液体	各室それぞれ 0.21kg 以下 *2	<p>左記のとおり核燃料物質の臨界管理について定められている。 （以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>分析室(Ⅰ)の核燃料物質使用施設への追加 実験室(Ⅶ)-1 及び(Ⅶ)-2 への固体封入試料の追加</p> <p>アイソレーションルーム(Ⅰ)内貯蔵施設の追加</p> <p>本申請の範囲外</p>
		施設	核燃料物質の性状	質量制限値																													
	使用	受入セル	固体	4.5 kg 以下 *1																													
		プロセスセル、化学セル、 実験室(Ⅲ), (Ⅳ), (Ⅴ), (Ⅵ), (Ⅷ)、分析室(Ⅰ), (Ⅱ), (Ⅲ), (Ⅳ)、精密測定室、廃液処理室 (Ⅵ)	固体及び液体	各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2																													
		実験室(Ⅶ)-1, (Ⅶ)-2	固体																														
	貯蔵	Pu 貯槽	液体	0.21kg 以下 *2																													
		U 貯槽	液体	劣化ウラン又は濃縮度 5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下																													
		核燃料保管室	固体	4.5 kg 以下 *1																													
		アイソレーションルーム (Ⅰ) 内 貯蔵施設	固体及び液体	0.21kg 以下 *2																													
	廃棄	固体廃棄物保管室(Ⅰ), (Ⅱ)、 廃液貯槽室(Ⅵ)-5, (Ⅵ)-6	固体及び液体	各室それぞれ 0.21kg 以下 *2																													

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																																																																			
<p>使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第10編（バックエンド研究施設の管理）】 別表第12 放射線測定機器及び測定箇所</p> <table border="1" data-bbox="1353 317 2466 1026"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量 *1</th> <th>使用方法</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気ガス モニタ</td> <td rowspan="3">排気口</td> <td>0 ~ 10³ pA</td> <td>1 (1)</td> <td rowspan="3">排気中の放射性希ガス濃度の連続監視に用いる。</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">排気ダスト モニタ</td> <td>10⁻¹ ~ 10⁵ s⁻¹</td> <td>1</td> <td>ガンマ線</td> </tr> <tr> <td>0 ~ 10⁵ s⁻¹</td> <td>1 (1)</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10⁻¹ ~ 10⁵ s⁻¹</td> <td>1 (1)</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>室内ダスト モニタ</td> <td rowspan="4">施設内</td> <td>0 ~ 10⁵ s⁻¹</td> <td>7 (2)</td> <td rowspan="2">管理区域内空气中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10⁻¹ ~ 10⁵ s⁻¹</td> <td>4 (1)</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ</td> <td>10⁻¹ ~ 10⁴ μ Sv/h</td> <td><u>13(7)</u></td> <td rowspan="2">管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。</td> <td>ガンマ線</td> </tr> <tr> <td>中性子線エリアモニタ</td> <td>10⁻¹ ~ 10⁵ s⁻¹</td> <td>1</td> <td>中性子線</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用の数量。</p> <p>別表第13 放射線測定機器及び設置箇所</p> <table border="1" data-bbox="1353 1255 2466 1776"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置箇所</th> <th>数量 *1</th> <th>使用方法</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハンドフットクロス モニタ</td> <td rowspan="2">管理区域 出入口</td> <td>2(2)</td> <td rowspan="2">手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。</td> <td>アルファ線及びベータ線</td> </tr> <tr> <td>1(1)</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>表面汚染検査用 サーベイメータ</td> <td rowspan="3">施設内</td> <td>—</td> <td rowspan="3">床及び機器等の表面密度の測定に用いる。</td> <td>アルファ線 ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイ メータ</td> <td>—</td> <td>ガンマ線</td> </tr> <tr> <td>中性子線サーベイ メータ</td> <td>—</td> <td>いる。</td> <td>中性子線</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用の数量。</p>	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量 *1	使用方法	測定線種	排気ガス モニタ	排気口	0 ~ 10 ³ pA	1 (1)	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視に用いる。	ベータ線	排気ダスト モニタ	10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1	ガンマ線	0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1 (1)	アルファ線			10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1 (1)	ベータ線	室内ダスト モニタ	施設内	0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	7 (2)	管理区域内空气中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	4 (1)	ベータ線	ガンマ線エリアモニタ	10 ⁻¹ ~ 10 ⁴ μ Sv/h	<u>13(7)</u>	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線	中性子線エリアモニタ	10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1	中性子線	機器種別	設置箇所	数量 *1	使用方法	測定線種	ハンドフットクロス モニタ	管理区域 出入口	2(2)	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線及びベータ線	1(1)	ベータ線	表面汚染検査用 サーベイメータ	施設内	—	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線	ガンマ線サーベイ メータ	—	ガンマ線	中性子線サーベイ メータ	—	いる。	中性子線	<p>左記のとおり放射線測定器の種類、所管箇所、数量及びその使用方法が定められている。 （以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>分析室（I）に設置されたガンマ線エリアモニタの追加に伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化（注釈記号の変更）</p>
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量 *1	使用方法	測定線種																																																																
排気ガス モニタ	排気口	0 ~ 10 ³ pA	1 (1)	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視に用いる。	ベータ線																																																																
排気ダスト モニタ		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1		ガンマ線																																																																
		0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1 (1)		アルファ線																																																																
		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1 (1)	ベータ線																																																																	
室内ダスト モニタ	施設内	0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	7 (2)	管理区域内空气中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線																																																																
		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	4 (1)		ベータ線																																																																
ガンマ線エリアモニタ		10 ⁻¹ ~ 10 ⁴ μ Sv/h	<u>13(7)</u>	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線																																																																
中性子線エリアモニタ		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1		中性子線																																																																
機器種別	設置箇所	数量 *1	使用方法	測定線種																																																																	
ハンドフットクロス モニタ	管理区域 出入口	2(2)	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線及びベータ線																																																																	
		1(1)		ベータ線																																																																	
表面汚染検査用 サーベイメータ	施設内	—	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線																																																																	
ガンマ線サーベイ メータ		—		ガンマ線																																																																	
中性子線サーベイ メータ		—		いる。	中性子線																																																																

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第10号</p> <p>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第10編（バックエンド研究施設の管理）】</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 （貯蔵）</p> <p>第17条 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、1F汚染物を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設のうち核燃料保管室で行うこと。また、核燃料保管室の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p><u>3 BECKY技術課長は、1F燃料デブリを貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設のうちアイソレーションルーム（I）内貯蔵施設で行うこと。また、アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</u></p> <p><u>4</u> BECKY技術課長は、別表第9に掲げる貯蔵設備ごとに最大貯蔵量を表示しなければならない。</p> <p><u>5</u> BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p><u>6</u> BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p>	<p>左記のとおり貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められている。 （以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考																											
<p>使用規則第2条の12第1項第11～14号（省略）</p>	<p>別表第10 使用、貯蔵及び廃棄物の保管に係る質量制限値</p> <table border="1" data-bbox="1353 268 2466 1228"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の性状</th> <th>質量制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入セル</td> <td>固体</td> <td>4.5 kg 以下 *1</td> </tr> <tr> <td>使用 プロセスセル、化学セル、 実験室(Ⅲ), (Ⅳ), (Ⅴ), (Ⅵ), (Ⅷ)、分析室(Ⅰ), (Ⅱ), (Ⅲ), (Ⅳ)、精密測定室、廃液処理室 (Ⅵ)</td> <td>固体及び液体</td> <td>各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2</td> </tr> <tr> <td>実験室(Ⅶ)-1, (Ⅶ)-2</td> <td>固体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯蔵 Pu貯槽</td> <td>液体</td> <td>0.21kg 以下 *2</td> </tr> <tr> <td>U貯槽</td> <td>液体</td> <td>劣化ウラン又は濃縮度 5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下</td> </tr> <tr> <td>核燃料保管室</td> <td>固体</td> <td>4.5 kg 以下 *1</td> </tr> <tr> <td>アイソレーションルーム(Ⅰ)内 貯蔵施設</td> <td>固体及び液体</td> <td>0.21kg 以下 *2</td> </tr> <tr> <td>廃棄 固体廃棄物保管室(Ⅰ), (Ⅱ)、 廃液貯槽室(Ⅵ)-5, (Ⅵ)-6</td> <td>固体及び液体</td> <td>各室それぞれ 0.21kg 以下 *2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：含水率16%以下 核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値 (プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計量)</p> <p>*2：核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値 (プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計量)</p>	施設	核燃料物質の性状	質量制限値	受入セル	固体	4.5 kg 以下 *1	使用 プロセスセル、化学セル、 実験室(Ⅲ), (Ⅳ), (Ⅴ), (Ⅵ), (Ⅷ)、分析室(Ⅰ), (Ⅱ), (Ⅲ), (Ⅳ)、精密測定室、廃液処理室 (Ⅵ)	固体及び液体	各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2	実験室(Ⅶ)-1, (Ⅶ)-2	固体		貯蔵 Pu貯槽	液体	0.21kg 以下 *2	U貯槽	液体	劣化ウラン又は濃縮度 5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下	核燃料保管室	固体	4.5 kg 以下 *1	アイソレーションルーム(Ⅰ)内 貯蔵施設	固体及び液体	0.21kg 以下 *2	廃棄 固体廃棄物保管室(Ⅰ), (Ⅱ)、 廃液貯槽室(Ⅵ)-5, (Ⅵ)-6	固体及び液体	各室それぞれ 0.21kg 以下 *2	<p>分析室(Ⅰ)の核燃料物質使用施設への追加 実験室(Ⅶ)-1及び2の核燃料物質の性状の明確化</p> <p>アイソレーションルーム(Ⅰ)内貯蔵施設の追加</p> <p>本申請の範囲外</p>
	施設	核燃料物質の性状	質量制限値																										
	受入セル	固体	4.5 kg 以下 *1																										
	使用 プロセスセル、化学セル、 実験室(Ⅲ), (Ⅳ), (Ⅴ), (Ⅵ), (Ⅷ)、分析室(Ⅰ), (Ⅱ), (Ⅲ), (Ⅳ)、精密測定室、廃液処理室 (Ⅵ)	固体及び液体	各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2																										
	実験室(Ⅶ)-1, (Ⅶ)-2	固体																											
	貯蔵 Pu貯槽	液体	0.21kg 以下 *2																										
	U貯槽	液体	劣化ウラン又は濃縮度 5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下																										
	核燃料保管室	固体	4.5 kg 以下 *1																										
	アイソレーションルーム(Ⅰ)内 貯蔵施設	固体及び液体	0.21kg 以下 *2																										
	廃棄 固体廃棄物保管室(Ⅰ), (Ⅱ)、 廃液貯槽室(Ⅵ)-5, (Ⅵ)-6	固体及び液体	各室それぞれ 0.21kg 以下 *2																										

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第15</p> <p>使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第10編（バックエンド研究施設の管理）】</p> <p>第3章 保守管理 （施設管理目標の策定）</p> <p>第11条の2 ～ 第11条の3 （変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第11条の4 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p><u>3</u> BECKY技術課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> BECKY技術課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第11条の5 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、<u>施設管理実施計画</u>に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。</p> <p>（以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>第11条第1項ロ及びニとの重複に伴う旧第2項の削除を受けた項番号の繰上げ</p> <p>第11条の4旧第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p>第 11 条の 6 (変更なし)</p> <p><u>(施設管理の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第 11 条の 7 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、バックエンド研究施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第 12 条 (変更なし)</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第 13 条 B E C K Y 技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 1 項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 3 項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等及び分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>6 B E C K Y 技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第 13 条の 2 (変更なし)</p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のための変更</p> <p>通知対象の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（バックエンド研究施設）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第16～18号（省略）</p>	<p>（保守結果の通知等）</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等及び分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p>	<p>通知対象の明確化</p> <p>報告及び通知対象の明確化</p> <p>本申請の範囲外</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第 11 編 JRR-4 の管理

令和 4 年 4 月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（JRR-4）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～14号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. <u>使用前検査の実施に関することが定められていること。</u></p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第11編（JRR-4の管理）】</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第12条の4 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p><u>3</u> JRR-4管理課長は、<u>第1項及び前項の施設管理実施計画</u>を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項の承認</u>をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> JRR-4管理課長は、<u>第3項の承認</u>を受けたときは、放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第12条の5 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。</p> <p>（以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>第12条の4第1項ロ及びニと重複しているため旧第2項の削除及びそれに伴う項番号の繰り上げ</p> <p>変更前は第2項に設備保全整理表及び検査要否整理表に関する記載をしていたが第1編にて設備保全整理表及び検査要否整理表の定義を削除したため削除</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のための変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（JRR-4）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u></p> <p>第12条の7 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4（本体施設等及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p><u>（修理及び改造計画）</u></p> <p>第14条 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設等及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p><u>（保守結果の報告等）</u></p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、第13条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、<u>第13条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、<u>第14条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告し、また当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のための変更</p> <p>通知対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の明確化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（JRR-4）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備 考
	<p><u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表 (JRR-4)

審査基準 (関係のある箇所を で示す。)	変更後 (変更箇所を下線部で示す。)	備 考
使用規則第2条の12第1項第16～18号 (省略)		本申請の範囲外

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と審査基準との整理表

第 12 編 F C A の管理

令和 4 年 4 月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（F C A）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
<p>使用規則第2条の12第1項第1号～14号（省略）</p> <p>使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>【原科研使用施設等保安規定第12編（F C Aの管理）】</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第11条の4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p><u>3</u> 臨界技術第2課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> 臨界技術第2課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第11条の5 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>本申請の範囲外</p> <p>左記のとおり施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について定められている。 （以下変更箇所の理由を記載）</p> <p>第11条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除に伴う項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>第11条の4旧第2項削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（F C A）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備考
	<p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> 第 11 条の 7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、F C A（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。 2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認められる場合には改善を行わなければならない。</p> <p>（修理及び改造計画） 第 13 条 臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 修理及び改造の内容 ハ 予定期間 2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。 3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 1 項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。 4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。 5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、それぞれ、第 3 項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u> 6 臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>（保守結果の通知等） 第 14 条 原子力施設検査室長は、<u>第 12 条第 5 項及び前条第 5 項の確認を受けたときは、その結果を</u>臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。 2 臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、<u>第 12 条第 5 項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u> 3 <u>臨界技術第 2 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 13 条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第 5 項に係る第 1 項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知</u></p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のための変更</p> <p>通知対象の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の明確化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と審査基準との整理表（F C A）

審査基準（関係のある箇所を で示す。）	変更後（変更箇所を下線部で示す。）	備 考
<p>使用規則第2条の12第1項第16～18号（省略）</p>	<p><u>しなければならない。</u> <u>4</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。 <u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者へ通知しなければならない。</p>	<p>項番号の繰り下げ 第3項の変更に伴う変更及び項番号の繰り下げ 本申請の範囲外</p>